

元生畜第 5 4 0 号
令和元年 9 月 3 日

第一号対象事業者 代表者 殿

農林水産省生産局長

適正な生乳取引の推進について

加工原料乳生産者補給金制度（以下「制度」という。）については、改正された畜産経営の安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号。以下「法」という。）が平成 30 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、新たな制度として運用が始まったところである。新たな制度においては、生産者補給金の交付対象を指定団体以外に出荷される加工原料乳にも拡大し、酪農家の出荷先の選択肢を拡大し、付加価値を高めた牛乳乳製品の開発製造、販売などの酪農家の創意工夫を生かせる環境を整備したところである。

一方で、一部の酪農家において、この趣旨が誤解され、生乳取引契約が遵守されなかった事例や、指定事業者が生乳取引の申出を拒むことができる正当な理由に該当する申出がされた事例が生じている。

このため、今般、「現場の生産者が不公平を感じないよう、また、場当たりの利用を認めないルール等とする」とした農業競争力強化プログラム（平成 28 年 11 月 29 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）の趣旨を踏まえ、新たな制度の内容を確認するとともに、安定的に牛乳乳製品を消費者に供給する前提となる年間契約の遵守の徹底等を図り、適正な生乳取引を推進する観点から、

- ① 酪農家との生乳取引契約締結時に畜産経営の安定に関する法律施行規則（昭和 36 年農林省令第 58 号）第 19 条の該当の有無を確認するための確認書例（別添 1）、
- ② パンフレット（「加工原料乳生産者補給金制度のポイント」）（別添 2）を作成したので、〔貴会／貴社にあっては、会員、契約酪農家等〕への周知及び指導をお願いする。